

国民健康保険の制度改正についてのお知らせ



詳しくは町住民生活課へお尋ねください

70歳以上の国保被保険者の自己負担限度が見直されます

国民健康保険には、医療機関の窓口などで支払う医療費の自己負担額が高額になつたとき、限度額を超えた分が「高額療養費」として支給される制度があります。

この高額療養費制度の70歳以上75歳未満の人で所得区分が「現役並み所得者」および「一般」の方の限度額が平成29年8月に変更されます。

- 8月から変更される70歳以上の方の自己負担限度額（月額）
- ▼ 所得区分が「現役並み所得者」・外来（個人単位）
- 57,600円

- ・ 外来（個人単位）
14,000円

- （年内上限14万4,000円）

- ・ 外来十入院（世帯単位）
57,600円

- （4回目以降は44,400円）

- ※ 「現役並み所得者」の外来十入院および「低所得者I・II」については今回変更はありません。

- ・ 「現役並み所得者」とは、同一世帯に住民税課税所得が145万円以上の70歳以上の国保被保険者がいる人

- ・ 「一般」所得者とは、「現役並み所得者」以外で住民税課税の人

- 限度額適用・標準負担額減額認定証について

- 所得区分の「低所得者II」および「低所得者I」に該当する人は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関に提示すると、医療費の自己負担が限度額までで済みます。認定証の申請については、町住民生活課にお尋ねください。

- また、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の有効期限は、毎年7月31日です。8月以降も継続して認定証を利用される方は、8月以降に町住民生活課で手続きをお願いします。

町住民生活課 ☎096-234-1113(内線106)

一般職事務員を採用予定

試験職種および採用予定人員

- (1)高等学校卒業程度（一般事務）
2人程度

【受験資格】

- 平成3年4月2日～平成12年4月1日に生まれた者

- (2)民間企業等職務経験者（一般事務）
【受験資格】

- 昭和47年4月2日～平成3年4月1日に生まれた者で、

- ①土木工事の設計・施工管理に係る民間企業等職務経験が5年以上ある者1名

- ②「博物館法第5条に規定する学芸員の資格を有する者であり、文化財の発掘、調査、保存、活用に係る民間企業等職務経験がある者1名

- ▼ 願書受付期間

- ※ インターネットの場合は、8月10日（木）午後5時までに正常に到達したものを受け付けます。

- ※ 郵送の場合、8月10日（木）消印有効です。

【願書受付期間】

- 7月24日（月）～8月10日（木）

- ▼ 試験日および試験会場

- ・ 第1次試験

- 9月17日（日）

- 県立御船高等学校

- ※ 試験結果は、10月中旬に合格者・不合格者とともに通知するほか、町役場に掲示します。

- ・ 第2次試験
11月上旬（予定）

申し込み手続き方法

- ・ 持参または郵送

- 町発行の採用試験申込用紙に必要事項を記入し、受験票の返信用として82円切手を貼った封筒

- （宛先、郵便番号を明記）を同封し、「甲佐町職員採用試験申込」と朱書きした封筒に入れて、簡易書留郵便で送付してください。

- ※ 持参の場合は、町総務課窓口に提出してください。

- ※ 試験案内の「インターネット操作方法」をよく読んで申し込んでください。

- ・ インターネット（電子申請）

- 試験案内の「インターネット操作方法」をよく読んで申し込んでください。

- ・ 願書受付期間

- 7月24日（月）～8月10日（木）

- ▼ 試験日および試験会場

- ・ 第1次試験

- 9月17日（日）

- 県立御船高等学校

- ※ 試験結果は、10月中旬に合格者・不合格者とともに通知するほか、町役場に掲示します。

町総務課 ☎096-234-1140(内線221)

国民年金保険料の納付免除・猶予制度



国民年金についてのご相談は町住民生活課まで

- 熊本地震による被災の特例申請
- 平成28年熊本地震により被災された方で、損害を受けた住宅などの財産の被害金額がおおむね2分の1以上であることを要件として、保険料が免除となります。
- 納付猶予申請

- 50歳未満の方で、本人・配偶者各々の前年所得が一定額以下の場合、納付が猶予されます。
- 免除申請方法と免除期間

今年度の申請受付は、7月から開始され平成29年7月分から平成30年6月分までの期間を対象とします。また、過去期間については、申請書を提出した日から2年1ヶ月前までになります。

国民年金保険料の納付が経済的に困難な場合、保険料の納付が「免除」または「猶予」となる制度があります。免除・猶予を受けることで年金受給権（老齢基礎年金・障害基礎年金・遺族年金）が確保できます。

①免除（全額・一部免除）申請
本人・配偶者・世帯主各々の前年所得（過去年度分については、その前年所得）が一定額以下の場合や失業などの理由がある場合、申請により免除となる場合があります。

※一部免除の場合、納付すべき保険料を納付しないと一部免除が無効になり、未納期間となります。

「納付免除・納付猶予制度」をご存知ですか？

- 「納付免除・納付猶予制度」
- 免 除申請方法と免除期間
- 今年度の申請受付は、7月から開始され平成29年7月分から平成30年6月分までの期間を対象とします。また、過去期間については、申請書を提出した日から2年1ヶ月前までになります。
- なお、全額免除または納付猶予の承認を受けた方が翌年度以降も引き続き免除・納付猶予の承認を希望される場合は、申請時に継続の申し出をされると、翌年度以下の申請は不要です。※失業や被災による特例の申請の場合は、翌年度も申請が必要です。
- ▼必要書類
- ・年金手帳・印かん
- ※失業による申請の場合、離職票
- または雇用保険受給資格者証
- ※被災による申請の場合、り災証明書および被災状況届

町住民生活課 ☎096-234-1113(内線104)

「イクメン」の輝く社会は女性も輝く社会です

「イクメン」とは、子育てを楽しむ、自分自身も成長する男性のこと、または、将来そんな人生を送ろうと考えている男性のことです。夫婦で子育ての大変さや楽しさを分かち合うことで、お互いの信頼関係が増して、良きパートナーとしての絆が深まります。イクメンがもつと多くなれば、妻である女性の生き方が、子どもたちの可能性が、家族のあり方が大きく変わっていくはずです。そして、社会全体も、もつと豊かに成長していくはずです。

「イクメンプロジェクト」について

厚生労働省では、このようないくはづです。



子どもと一緒に自分も成長

「イクメンプロジェクト」の内容

「イクメンプロジェクト」では、サイトを情報発信の起点とし、さまざまな活動を展開しています。サイトでは、広く国民の皆様より、「イクメンの星」の公募や、「イクメン宣言」、「イクメンサポート」宣言」を募ります。「イクメンの星」は応募者の中から、「イクメンプロジェクト推進チーム」の厳選による審査の上、毎月1名を選定しています。サイトについては以下よりアクセスしてください。

▼イクメンプロジェクトサイト
<http://www.ikumen-project.jp>

町総務課 ☎096-234-1140(内線222)